

# 学生野球資格の回復に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第 16 条に基づき学生野球資格の回復に関する手続を定める。

(学生野球指導者への回復)

第 2 条 プロ野球団体退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は当該学校長の申請により、当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者として適性審査を受けることができる。

- 2 実習助手、非常勤講師としての在職期間は、教諭歴に加えない。
- 3 臨時的任用講師(期限付任用講師)の経験は、教諭経験に準ずるものとする。
- 4 第 1 項の申請手続については別途定める。

(学生野球指導者への回復)

第 3 条 プロ野球団体退団後、大学の専任教員(教授、准教授、講師、助教)として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は、当該大学学長(総長)の申請により、当該大学が加盟する大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者としての適性審査を受けることができる。

- 2 前項の申請手続については別途定める。

(審判員への回復)

第 4 条 都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者について、人格、識見、技術ともに優れ、且つ本憲章ならびに各連盟で定められた諸規定を誠実に遵守するものと認められる場合には、その者を審判員に委嘱することができる。その候補者は、当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て、日本学生野球協会の適性審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請手続については別途定める。

(その他)

第 5 条 前 3 条以外の学生野球資格の回復については、本憲章第 16 条第 2 項に基づき、日本学生野球協会において、必要に応じ審議するものとする。

(施行日)

第 6 条 本規則は平成 23(2011)年 3 月 1 日から施行する。

以上